

# 有料スペースをあなたにも。

「広報つばめ」と「燕市ホームページ」では、  
有料広告を募集しています。  
企業や団体だけではなく、  
個人のお店の皆さんもPRしてみませんか？  
小さなスペースではありますが、  
そこには無限の可能性が…。



燕市内全世帯へ  
配布！

## 広報紙

通常枠 ￥15,000 or ￥20,000

大判枠 ￥100,000

■広報つばめ

毎月1日発行

■1回の発行部数

31,100部（令和8年2月号現在）

■大判枠

掲載面…くらしの鍵情報

募集枠数…1号あたり1枠

広告掲載料…100,000円

■通常枠

掲載面…くらしの鍵情報 原則16枠

裏表紙 2枠

広告掲載料

…くらしの鍵情報 15,000円（合併枠30,000円）

…裏表紙 20,000円（合併枠40,000円）

■刷色

2色（黒と「広報つばめ」のベースの色）

裏表紙は4色（カラー）も可能

■広告の大きさ

本チラシの最終面をご覧ください

燕市ホームページから  
24時間PRできます！

## ホームページ（トップページ）

1ヶ月 ￥10,000

※金額はいずれも税込です

■燕市ホームページ

<https://www.city.tsubame.niigata.jp/>

■アクセス件数（トップページ）

月平均 約22,000件（※注）

※注…令和7年中の平均値です。今後のアクセス数を保証するものではありませんので、ご了承ください。

■広告掲載料

1枠あたり月額10,000円

■広告バナーの規格

大きさ 縦80ピクセル、横180ピクセル

※リンク先の内容が適当でないと判断したときは、掲載をお断りする場合があります。

「燕市ホームページ」「広報つばめ」の広告は、同一年度内に計4枠掲載すると、掲載料の合計から10%を割り引く特典があります。

※「大判枠」はすでに割引価格となっているため、10%割引の対象外です。

燕市 広報秘書課 広報広聴係

〒959-0295 新潟県燕市吉田西太田1934

TEL 0256-77-8363 / FAX 0256-77-8327

E-mail [koho@city.tsubame.lg.jp](mailto:koho@city.tsubame.lg.jp)

※不明な点などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

## よくある質問 Q & A

### Q 1 広告掲載までの手順を簡単に教えてください。

A 1 まずは、広告掲載申込書に必要事項を記入し、広告の見本と資料と一緒に提出してください。提出していただいたものの内容を審査いたします。予定の枠数を超える申し込みがあった場合は、定められた順序により、掲載できるかどうかを決定いたします。掲載できる場合には、決定通知書と納入通知書を郵送しますので、納期限までに広告掲載料を納めていただきます。

### Q 2 広告として掲載できないものはどういったものですか？

A 2 法令などに反するものや、公の秩序・善良の風俗などを害するもの、人権侵害となるものは掲載できません。また、政治・宗教に関するものや、あたかも市が推奨しているかのような誤解を与えるようなものなども掲載できません。その他にも広告掲載できない業種や内容については、「燕市広告掲載取扱要綱」と「燕市広告掲載基準」に書いてあります。

※市のホームページをご覧いただけます。

### Q 3 広告の作成はしてもらえるのですか？

A 3 広告は広告主の責任と負担において作成していただきます。ただし、単純な文字だけの広告であれば、こちらでも作成いたします。お気軽にご相談ください。

### Q 4 広告の掲載位置は広告主で決めることができるのですか？

A 4 広告主が広告の掲載位置を指定することはできません。ご了承ください。

### Q 5 複数回掲載したときに、掲載料の割引サービスなどがあるのですか？

A 5 同一年度内に、燕市ホームページでは4カ月、広報つばめでは4枠（合併枠は2枠分としてカウントします）を掲載するたびに、その合計額の10%分が割り引きとなります。ただし、「大判枠」はすでに割引価格となっているため、10%割引の対象外です。

### Q 6 連続掲載する場合、1回ごとに広告の内容を変更できるのですか？

A 6 広報紙であれば1回、ホームページであれば1月ごとに内容を変更することができます。

### Q 7 広告掲載を取りやめる場合は、どうすればいいのですか？

A 7 広告掲載を取りやめる場合は、「広告掲載取りやめ申出書」を提出していただきます。ただし、広報紙の場合は発行日の1カ月前までに提出していただきます。

### Q 8 広告掲載を取りやめた場合、納めた広告掲載料は払い戻してもらえるのですか？

A 8 広報紙であれば3回以上、ホームページであれば3カ月以上、未掲載の広告がある場合は、広告掲載料をお返します。ただし、未掲載の掲載料すべてをお返しすることはできません。未掲載の回数(月数)から2を引いた回数(月数)の分だけお返します。たとえば、未掲載が5回(5カ月)ある場合は3回(3カ月)分の広告掲載料をお返しすることになります。

燕市 広報秘書課 広報広聴係

〒959-0295 新潟県燕市吉田西太田1934

TEL 0256-77-8363 / FAX 0256-77-8327 / E-mail koho@city.tsubame.lg.jp

※不明な点などがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

## ■ 申し込み

申込書に必要事項を記入し、掲載する広告の見本と申込者に関する資料を添えて提出してください。

※申込書は広報広聴係の窓口、または市のホームページに用意しています。



また、ホームページの申込フォームから申し込むことができます。 [ホームページはこちら▶](#)

## ■ 掲載できない広告

- ① 次のいずれかに該当する広告は、掲載することができません。

法令などに違反するもの／公の秩序や善良の風俗を害するもの／人権侵害となるもの／政治性や宗教性のあるもの／社会問題その他についての主義や主張に当たるもの／あたかも市が推奨しているかのような誤解を市民に与えるもの／個人の名刺広告に該当するもの／美観風致を害するもの／公衆に不快の念や危害を与えるもの／その他、広告掲載をすることが適当でないと市長が認めるもの

- ② 暴力団や、暴力団の構成員として認めるに足りる相当の理由が認められる人は掲載できません。

- ③ そのほか、広告掲載をすることができない業種や広告の内容、その他の具体的な基準を定めています。「燕市広告掲載基準」(燕市ホームページ <https://www.city.tsubame.niigata.jp> でご覧いただくことができます)をご確認のうえ、お申し込みください。

## ■ 審査・決定

提出していただいた申込書などを、「燕市広告掲載取扱要綱」に基づき審査したうえで、掲載の可否を決定します。

※申し込みのあった広告が予定の枠数を超える場合は、以下の優先順序により掲載する広告を決定します。順序が同じ広告が複数あるときは、掲載希望回数（ホームページの場合は、掲載希望月数）の多いものを優先とします。なお、順序により決定することができないときは、抽選により決定します。

優先順序	広告を掲載できる団体など
1	国、地方公共団体、公団、公社、公益法人その他の非営利団体
2	民間企業のうち、電気、ガス、公共交通、医療、教育、文化、報道その他の公共性を有する企業
3	市内に事業所を有する民間企業または自営業者
4	前3号に掲げる以外のもの

## ■ 掲載までの流れ

- ① 広告の掲載が決定すると、市から「広告掲載決定通知書」と広告掲載料の「納入通知書」が、広告主となる人に郵送されます。
- ② 広告掲載料を納入通知書に定める納期限までに、金融機関などで納付してください。  
※振り込みする場合、振込手数料などは、広告主の負担でお願いします。
- ③ 広告の電子データ（下記参照）を、指定された期日までに提出してください。  
※広告は、広告主の責任と負担において作成してください。ただし、単純な文字だけの広告であれば、広報広聴係でも作成することができますのでご相談ください。  
※「燕市広告掲載取扱要綱」の規定に反する表示や表現がある場合は、内容を変更していただく場合があります。
- ④ 「広報つばめ」は掲載決定した号に、「燕市ホームページ」は掲載決定した掲載期日に広告が掲載されます（ホームページの場合、広告主のホームページのトップページにもリンク）。なお、ホームページへの広告の切り替えは原則として月末日の午後5時以降に行います。

### 【電子データの仕様】

#### 『広報つばめ』

Adobe Illustrator、Photoshop、InDesign のいずれかで作成したファイル（CCで開けるもの）

- 画像の解像度は350dpi以上とし、リンク・埋め込みされている画像ファイルも提出してください。
- フォントはアウトライン化（グラフィクス化）してください。

※データは、Eメールに添付して送付してください。この場合、ファイルサイズが5MBを超える場合には、ファイルサイズを5MB以下に圧縮してください。持参される場合は、CD-R、USBフラッシュメモリなどに保存して提出してください。

#### 『燕市ホームページ』

GIF、JPEG、PNG形式。アニメーション、ロールオーバーなど画像が変化するものは不可とします。

## 広報つばめの広告の大きさ（実寸サイズ）

■大判枠…縦 170.0mm × 横 169.0mm

170.0mm

169.0mm

■合併枠…縦 45.5mm × 横 169.0mm

45.5 mm

169.0mm

■1枠…縦 45.5mm × 横 82.0mm

45.5  
mm

82.0mm

ホームページ・広報紙とともに広告は広告主の責任と負担において作成したデータを提出していただきますが、簡易なものであれば、広報広聴係でも作成します。お気軽にご相談ください。

燕市 広報秘書課 広報広聴係

〒 959-0295 新潟県燕市吉田西太田 1934

TEL 0256-77-8363 / FAX 0256-77-8327

E-mail koho@city.tsubame.lg.jp